

1. 略歴

- S42年3月：東京工業大学工学部建築学科卒業
- 同年4月：株式会社大林組 入社
大阪、東京、仙台、横浜の建築現場で施工管理業務に従事
- S46年1月：一級建築士登録
S61年～63年にかけて技術士試験に挑戦
- H06年4月：株式会社大林組 東京本社建築生産本部本部長室勤務
H07年～12年にかけて弁理士試験に挑戦
- H12年1月：株式会社大林組 知的財産部勤務
- H13年4月：弁理士登録（登録番号：11927）
H14年8月～10月にかけて明細書作成講座を受講
- H15年1月：株式会社大林組 退職
同年2月：成城特許事務所設立、現在に至る
- H18年2月：特定侵害訴訟代理業務付記登録

2. 弁理士を目指した動機

- (1) 建築生産本部本部長室勤務時に読んだ雑誌「東洋経済」のコラムの記事
- (2) その要旨は
 - ・67歳で合格した人の挑戦話
 - ・弁理士試験は技術系の司法試験と言われるほどの難関であること
- (3) 現場勤務と異なり常設勤務は時間があること
- (4) 私にも合格は可能と誤解したこと

3. 弁理士試験について

(1) 合格率の推移

○弁理士試験合格者数

	受験者数	女性受験者数	男性受験者数	合格者数 (a)	女性合格者数 (b1)	男性合格者数 (b2)	女性合格者割合 (b1)/(a)	男性合格者割合 (b2)/(a)
平成3年度	3,217	208	3,009	96	9	87	9.4	90.6
7年度	4,177	399	3,778	116	11	105	9.5	90.5
12年度	5,531	681	4,850	255	58	197	22.7	77.3
16年度	9,642	1,332	8,310	633	132	501	20.9	79.1
17年度	9,863	1,330	8,533	711	122	589	17.2	82.8
18年度	10,060	1,410	8,650	635	114	521	18.0	82.0

特許庁調べ

平成3年度：3.0%、平成7年度：2.8%、平成12年度：3.0%、平成16年度：4.6%、
平成17年度：7.2%、平成18年度：6.3%

(2) 弁理士試験の流れ（合格当時）

- 6月上：短答試験（1日） 必須5科目に対する多肢選択試験
- 7月下：論文試験（6日） 必須5科目、選択3科目

10 月中：口述試験（1 日） 必須 5 科目に対する口頭試問

(3) 私の勉強法

- ・受験機関の講座を利用
- ・自主ゼミに参加
- ・合格年は勤務中も勉強

4. 退職そして特許事務所開設

(1) 定年前に退職

- ・長女は結婚し、長男は就職
- ・58 歳で会社都合の退職金を受け取る
- ・定年退職したのではやる気をなくす
- ・明細書作成講座を受講し、出願明細書を書く技術は身につけた、との思いこみ

(2) 特許事務所開設後

特許事務所開設後の 10 ヶ月の経緯は、隔週刊誌「日経コンストラクション」(2003 年 11-14 号および 11-28 号) のコラム「リストラからの出発」に掲載される

- ・開設後 3 ヶ月は机の前に座って、ひたすら株式会社大林組からの電話を待つ
- ・5 月頃に株式会社大林組に面会したが断られ、各種交流会に参加
- ・某弁理士から「仕事を手伝ってみないか」との誘い

以後、3 年間 OJT を兼ねたゴーストライターとなる

- ・その間に、弁理士会常設特許相談室相談員、東京都知財総合センター専門相談員に就任

(3) 仕事に対する姿勢

- ・来た仕事は絶対断らない
- ・どんなアイデアでもすばらしいと思いつく
- ・相手が納得する弁理士報酬額を請求する

5. 発明とは、特許とは

(1) 特許法は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする（特許法第 1 条）。

(2) 「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう（特許法第 2 条第 1 項）。「特許発明」とは、特許を受けている発明をいう（同第 2 項）。

参考：「考案」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作をいう（実用新案法第 2 条第 1 項）。「登録実用新案」とは、実用新案登録を受けている考案をいう（同第 2 項）。産業上利用することができる考案であつて物品の形状、構造又は組合せに係るものをした者は、次に掲げる考案を除き、その考案について実用新案登録を受けることができる（同第 3 条第 1 項柱書）。

(3) 「特許」とは、特許法の定める手続により、国が発明者または特許出願人に対し、特許権を付与する行政行為をいう。

(4) 特許出願明細書

特許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない（特許法第 36 条第 1 項柱書）。願書には、明細書、特許請求の範囲、必要な図面及び要約書を添付しなければならない（同第 2 項）。

・特許出願明細書の役割

特許出願明細書は、それが特許になったときには権利書としての役割と、第三者に発明の内容を開示する技術文献としての役割との両面をもっている。発明を十分に開示していないのに、その発明者に権利が与えられると、発明者と第三者との間のバランスを失い、特許法の目的を逸脱する。特許出願明細書はこの双方の役割を満たすように作成されている必要がある。

・特許出願明細書の構成

特許出願明細書は願書及び願書に添付する明細書、特許請求の範囲、必要な図面及び要約書から構成される。

特許請求の範囲は、権利の範囲を示す部分で、特許権が及ぶべき技術的範囲を言葉で示すものであり、明細書は大別して、「発明の名称」、「技術分野」、「背景技術」、「発明の開示」から構成され、さらに、「発明の開示」は、「発明が解決しようとする課題」、「課題を解決するための手段」、「発明の効果」、「発明を実施するための最良の形態」、「図面の簡単な説明」、「符号の説明」から構成される。

(5) 特許請求の範囲の記載例

「鉛筆」が従来にない新規なものだとした場合の「特許請求の範囲」の一例。

【請求項1】黒鉛と粘土とを所定割合で混ぜ合わせて成形し焼成した芯と、

前記芯の長さ方向に沿って該芯に密着して被包する木製軸と、からなる筆記具。

【請求項2】前記所定割合は・・・

6. 公開特許公報から見たおもしろい(と私が思う)発明

(1) スケールの大きな発明(?)

特開平 08-251999「HIDETO に基づく航空、宇宙関連の物や手段とすべての・・・」

【目的】この運用により得る範囲が広がりここで産出物、利益、稼ぎが生まれ、小林英人の物でありすべての方法や手段や小林英人のものであり豊かになる。

【構成】すべての空間で取れる産出物、利益、稼ぎ又は、手段や銀行の運用法又は、経営法又は発明や発見。

特開平 08-251999「地球環境改築方法」

【目的】地球環境を守り、さらには地球環境を人類にとって住みやすいものに改築する方法を提供するものである。

【構成】多量の水を地球E上から宇宙空間に発射することにより、地球Eを取り巻く環状体Rを形成する。

特開平 09-313624「ピラミッド模型を使用し、その模型から発生するピラミッド・・・」

【課題】腎盂炎、中耳炎、インフルエンザ、歯槽膿漏、歯髄炎、B型C型肝炎リウマチ性関節炎、その他の治療。

【解決手段】ピラミッドによる治療方法はピラミッドの模型に方位を合わせて、病人を静かにベットの上に寝かせるだけで良い。

(2) 有名人(?)の発明

実用新案登録第 3009589 号「格闘技用リング」

【目的】設営・撤収が比較的簡単でかつ人的・物的コストが低く、しかも観客に対してこれまで同様、スリリングな試合展開を実現しうる、ショーエンターテインメント性に富

む格闘技用リングを提供する。

【構成】リング本体 1 の周囲の床面 6 には、マット 7 を挟んでその上に、複数のベニヤ板 8 がリングを取り囲むように並べられ、更にその上に有刺鉄線 10 が張り巡らされる。有刺鉄線 10 には所々に小型爆発物 9 が配置され、レスラーの場外落下時に爆発するようにセットされている。また、有刺鉄線 10 の配置により、試合自体を更にスリリングなものとすることができ、また有刺鉄線 10 自体はベニヤ板 8 に取り付けられているため、運搬が容易であり、設営・撤収作業が容易となる。

特開平 05-322145「流動床焼却炉」

【目的】被焼却物内の塩類を焼却でき、耐久性を向上を図る。

【構成】炉本体 1 は被焼却物投入用の供給口 2 と、焼却後の塵埃排出用の排出口 3 を備えている。排出口 3 にはサイクロン 4 を介して空気予熱器 5、バグフィルタ 6、排ガス出口 7 が順次接続されている。供給口 2 には被焼却物のホッパ 8 の排出口 9 が臨設されている。炉本体 1 内には加熱空気の送気管 10 が配設され、この送気管 10 を埋没してセラミック砂 11 が収容されている。セラミック砂 11 は耐熱性に優れたセラミック製の直径 1 ミリから 4 ミリの粒子で中空状に形成され、水に浮く比重を備えている。炉本体 1 にはバーナ 12、重油供給装置 13 および酸素供給装置 14 が設けられ、炉本体 1 内を NaCl の沸点である 1400 から 1500 度に加熱可能とすると共に炉本体 1 内の圧力を低下させ、内部塩類の沸点を低下させる真空ポンプ 15 が設けられている。

(3) ユーモアのある発明

特開平 08-86001「放尿強さ測定装置」

【目的】小便器に面白さや遊び感覚を持たせること。

【構成】本発明は、放尿される小便器面 8 a の振動を検出する振動検出手段 1 と、小便器面 8 a に放尿されている時と放尿されていない時との小便器面 8 a のそれぞれの振動信号を取り込んでそれぞれの振動を解析する解析手段 2 と、解析手段 2 で解析されたそれぞれの振動を比較し、その比較結果に基づいて放尿強さを評価する演算手段 4 と、演算手段 4 により評価される放尿強さの評価値に応じて出力される出力信号を入力し、この評価値に応じて所定の表示を行う表示手段 5 とを具備した。

特開平 08-86001「目覚まし時計（特許第 2695685 号）」

【目的】目覚まし時刻において、必ず目を覚ますことができる目覚まし時計を提供する

【構成】目覚まし時刻を設定するためのタイマ手段と、目覚まし時刻の到来を告示するアラーム音を発生させるアラーム音発生手段とを備えた目覚まし時計において、当該目覚まし時計の外装から出沒可能な被打撃物と、当該被打撃物を出沒させるカム機構手段と、前記開口から突出した被打撃物がタイミング良く打撃されたかどうかを検出する有効打撃検出手段と、被打撃物がタイミング良く打撃された回数をカウントするカウント手段と、前記タイマ手段によって設定された目覚まし時刻になると、前記カム機構手段と前記アラーム音発生手段を駆動させると共に、前記カウント手段が所定カウト数に達したときに、前記カム機構手段と前記アラーム音発生手段の駆動を停止させる制御手段と、を有する構成にした。

以上